

福知山市デジタル防災行政無線整備工事
公募型プロポーザル実施要領

令和元年5月

京都府 福知山市

目次

| | ページ |
|----------------------|-----|
| 1 事業の趣旨・目的 | 2 |
| 2 業務概要 | 2 |
| 3 プロポーザルの日程（予定） | 3 |
| 4 参加資格 | 3 |
| 5 参加手続 | 4 |
| 6 質疑・回答 | 4 |
| 7 応募書類 | 5 |
| 8 企画提案書及び価格提案書の作成方法等 | 6 |
| 9 評価方法等 | 8 |
| 10 選定結果の通知・公表 | 8 |
| 11 契約手続 | 9 |
| 12 その他 | 9 |
| 13 様式1（参加表明書） | 10 |
| 14 様式2（質問書） | 11 |
| 15 様式3（審査書類の提出） | 12 |

福知山市デジタル防災行政無線整備工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

現在、福知山市で運用を行っているアナログ式防災行政無線をデジタル式防災行政無線へと更新するとともに、システムの機能面においても充実化を図るため、情報伝達手段の多様化に伴う防災アプリの整備、災害情報の一括送信（ワンソースマルチユース）にかかる機器の連携、災害種別に応じた情報収集及び判断支援システムの開発などに関する提案を受け、本市の特性に最も適した防災行政無線システムを採用することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 福知山市デジタル防災行政無線整備工事
- (2) 業務内容 福知山市デジタル防災行政無線整備工事仕様書のとおり
- (3) 履行期間 事業者決定後速やかに着手し、令和3年4月に運用開始とする。
(詳細は、事業者決定後、協議するものとする。)
- (4) 提案上限額 546,600千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）
 - ア 上記金額は契約時の予定価格を示すものではない。
 - イ 上記提案上限額を超えてはならない。
 - ウ 上記金額は、「福知山市デジタル防災行政無線整備工事仕様書」中、第1章総則 1. 通則事項 5.) 契約範囲を参照するものとする。
- (5) 適用規則
 - ア 市町村デジタル同報通信システム標準規格(ARIB STD-T115) 最新版
 - イ 電気通信設備工事共通仕様書（電気設備工事編）（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
 - ウ 雷害対策設計施工要領（案）（国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室 監修）
 - エ 日本工業規格（JIS）
 - オ 電気学会（電気規格調査会）標準規格（JEC）
 - カ 日本電子機械工業会規格（EIAJ）
 - キ 日本電機工業会標準規格（JEM）
 - ク 日本電線工業会規格（JCS）
 - ケ 電波法及び同法関係規則等
 - コ 総務省総合通信局の防災行政無線局免許方針
 - サ 電気通信事業法及び同法関係規則等
 - シ 有線電気通信法及び同法関係規則等
 - ス 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - セ 土木工事標準積算基準書（電気通信編）
 - ソ 建築基準法及び同法関係規則等
 - タ 道路法・道路交通法

- チ 福知山市地域防災計画及び諸条例等
- ツ その他関係法令及び規格

3 プロポーザルの日程（予定）

| | |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 実施要領等の配布開始 | 令和元年5月 8日（水） |
| (2) 参加表明書提出期限 | 令和元年5月16日（木）午後5時必着 |
| (3) 参加資格審査結果通知 | 令和元年5月22日（水） |
| (4) 質問書提出期限 | 令和元年5月30日（木）午後5時必着 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和元年6月 7日（金） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和元年6月21日（金）午後5時必着 |
| (7) 第1次審査 | 令和元年6月28日（金） |
| (8) 第1次審査結果通知 | 令和元年7月 3日（水） |
| (9) 最終審査（ﾌﾟﾘﾝｼｰﾌﾟﾙ・ﾌﾟﾛｼﾞｸﾞ） | 令和元年7月中旬【予定】 |
| (10) 最終審査結果通知 | 令和元年7月下旬【予定】 |

4 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 平成31年度「福知山市指名競争入札等参加資格者名簿」の「業務区分：建設工事。業種：電気通信」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者
- (2) 電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、最新の経営審査事項結果の電気通信工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 市町村民税、都道府県税及び国税の滞納をしている者でないこと。
- (6) 福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱（平成15年福知山市告示第137号）に定める指名停止基準その他国等契約実施機関が定める指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びこの号アからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (9) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2に基づく登録を受けていること。
- (10) 過去10年間（平成21年4月1日から平成31年3月31日）において、市町村デジタル同報系防災行政無線システムを元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場
合に限る。）として、国又は自治体で同規模かつ同種工事の実績（財団法人日本建設情報総合セ
ンターの工事实績情報システム（CORINS）に登録されたものに限り、かつ実施要領等の配布開
始日時点で稼働していること。）を有していること。なお、同規模とは契約金額が4億円以上の
ものとする。
- (11) 建築業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資
格を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、実施要領等の配布開始日において、
3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- (12) デジタル同報系防災行政無線（ARIB STD-T115）の機器製造業者であること（特
定無線設備の工事設計の認証を受けていること。）。

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1
福知山市 市民総務部危機管理室
電話 0773-24-7503 FAX 0773-23-6537
メールアドレス kikanri■city.fukuchiyama.lg.jp
※Eメールを利用される場合は、■を@に置き換えること。

(2) 実施要領等の配布

- ア 配布期間：令和元年5月8日（水）～令和元年5月16日（木）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所及び受付場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、福知山市ホームページ
（<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/13075.html>）からダウン
ロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和元年5月16日（木）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。
- イ 提出場所 （1）に同じ。
- ウ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：実施要領等の配布開始日～令和元年5月30日（木）午後5時必着

(2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、5の(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式2「質問書」により、次の点に留意して記載すること。

ア 質問者の事業者名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

イ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和元年6月7日(金)

(5) 回答方法：質問への回答は福知山市ホームページ

(<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/site/nyusatsukeiyaku/13075.html>)に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

アからケまでの書類により参加資格を審査し、参加資格の結果通知を行う。

コからシまでの書類は、上記の結果通知を受けた後に提出すること。

ア 参加表明書(様式1のとおり)

イ 直前1年分の市税、都道府県税及び国税の納税証明書

※イについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

ウ 共同企業体で参加の場合

- a 共同企業体届出書
- b 共同企業体協定書
- c 委任状
- d 使用印鑑届

エ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

- a 法人登記簿謄本(1部)※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
- b 法人定款

オ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。

- a 団体の規約
- b 役員一覧

カ 経営事項審査通知書の写し

キ 配置予定の監理技術者の職歴証及び資格者証の写し

ク 工事実績書

a 過去10年間(平成21年4月1日から平成31年3月31日)において、市町村デジタル同報系防災行政無線システムを元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)として、国又は自治体で同種工事の実績(財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録されたものに限り、かつ実施要領等の配布開始日時点で稼働しているもの。)を契約金額の大きいものから順に最大5件まで記載すること。

b 上記実績を証明する契約書の写しを添付すること。

c 上記実績において整備した情報端末、戸別受信機、高性能スピーカー等のカタログ等仕様内容のわかるものの写しを添付すること。

ケ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)に規定

する委託先の選定における以下の確認事項を記載した書類

- a 保有する個人情報の安全管理措置に係る整備
- b 技術水準
- c 従事者に対する監督・教育の状況

コ 審査書類の提出（鑑文）（様式3のとおり）

サ 企画提案書

シ 価格提案書（見積書）

※一式表記ではなく明細書（単価・数量を明記したもの）を添付すること。

※消費税及び地方消費税は10%で計上すること。

8 企画提案書及び価格提案書の作成方法等

（1）提出書類の規格等

ア 企画提案書等の形式は、A4版横長・横書き両面印刷とし、長辺・上綴じで製本し、提出すること。なお、システム構成図及び音達エリア想定図は企画提案書とは別綴じのA3版とし、分かりやすいものとする。

イ 企画提案書等は、1枚2ページとカウントし、合計30ページ以内にて簡潔に記載すること。

なお、表紙、目次、システム構成図、音達エリア想定図及び価格提案書はページ数に含まない。

ウ 記述内容については、専門的知識を有しない者に対する配慮をし、専門用語や略語等については、説明をつけるなどの配慮をすること。

エ 必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（2）企画提案書等の構成

ア 企画提案書等は、次の書類で構成し、aからdの順に並べて提出すること。

- a 企画提案書
- b システム構成図
- c 音達エリア想定図
- d 価格提案書

イ 提出部数は、正本（押印のあるもの）1部、副本（押印のないもの）10部とし、副本については、事業者名等、一見して提案者が判別できる情報は記載しないこと。

ウ 上記アのaからdのデータを格納したCD-Rを1部提出すること。

（3）企画提案書の記載項目

ア 企画提案書は、「福知山市デジタル防災行政無線整備工事仕様書」に基づき、以下の章立てで構成すること。

- 1章 提案の考え方
- 2章 システムの概要
- 3章 情報配信システム
- 4章 追加提案事項
- 5章 業務実施
- 6章 価格

イ 各章には、以下の内容を基に作成すること。

- 1章 提案の考え方
 - a 事業目的に対する提案の考え方を記述すること。

- b 提案事業にかかる実績及び実現に向けた具体的手法を記述すること。
- c 本市が求めている事業内容に対する、提案者の知識・経験等を記述すること。

2章 システムの概要

- a デジタル防災行政無線の全体構成、特長、提案内容のメリット、コストの考え方を記述すること。
- b システムの機能性、操作性の特長について記述すること（ワンソースマルチユース、エリアごとの情報発信など）。
- c 屋外拡声子局の機種選定及び音達エリア等について記述すること。また、輻輳、反響、騒音等対策について記述すること。
- d 戸別受信機の機種選定及び利便性や特長について記述すること。

3章 情報配信システム

- a 多種多様な広報媒体（ホームページ、SNS、メール、FAX等）への情報配信とシステム連携について記述すること。
- b 防災アプリについて提案すること。また、その機能、特長及び普及拡大策の考え方について記述すること。
- c 発令判断支援システム（情報収集機能、情報表示の方法、活用事例）について記述すること。

4章 追加提案事項

- a 仕様書に記載のない事項で本市にとって有益となる提案があれば記述すること。

5章 業務実施

- a 施工体制、スケジュール（作業工程、役割分担、進捗管理等）、既存システムからの切替え、撤去等の計画について記述すること。
- b 導入後の保守管理、設備の更新、修繕等の計画及び必要な経費について記述すること。
- c 導入後の操作研修等の計画及び平常時におけるサポート体制について記述すること。
- d 障害発生時の体制、緊急時の機能維持にかかる対応について記述すること。

6章 価格

- a 工事にかかる価格を明らかにすること。
- b 運用、保守等（バッテリー等の消耗品費を含む。）にかかる価格を明らかにすること。

(4) 提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和元年6月21日（金）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は、無効とする。

イ 提出場所 5の（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的には使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、福知山市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利

の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「福知山市デジタル防災行政無線整備工事評価基準項目一覧表」のとおりとする。

(2) 第1次審査

企画提案書及び価格提案書について、評価基準に基づいて、書類審査を行う。提出者多数の場合は、4者以内に絞ることがある。

(3) 最終審査

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で審査する。時間及び場所については、別途通知する。

(4) 採点方法

ア 採点は、加算方式とする。

イ 有効数字は、小数点以下1桁まで有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入する。

(5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者の決定

ア 失格者を除いた者のうち、最終審査の結果から、評価点が最も高い者を優先交渉権者とし、次に高い者を次点交渉権者とする。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領、仕様書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2（4）の提案上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

なお、非選定の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由を書面で求めることができる。

また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において福知山市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と福知山市との間で、内容協議を行い、委託内容、経費等について再度調整を行った上、契約を締結する。

(2) 契約書は、福知山市財務規則に基づき作成する。

12 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 応募書類を提出した後は、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らしてはならない。

(7) 提出書類は返却しない。

(8) 提案書及びプレゼンテーションの内容は「福知山市デジタル防災行政無線整備工事仕様書」に基づき行うこと。ただし、仕様書の事項を満たさない場合は、必ず同等以上の代替案を提案すること。

(9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

様式1

令和 年 月 日

福知山市長 大橋 一夫 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者
役職・氏名

印

参加表明書

令和元年 月 日付で公告のありました福知山市デジタル防災行政無線整備工事に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先)事業者・部課名：

氏 名：

電 話：

様式2

福知山市市民総務部危機管理室 宛

質 問 書

(福知山市デジタル防災行政無線整備工事に係る公募型プロポーザル)

令和元年 月 日

| | |
|-----------|--|
| 事業者名 | |
| 所属・担当 | |
| 電話・FAX | |
| メールアドレス | |
| 質問事項 (表題) | |
| 質問内容 | |

注) 質問は1項目ずつ1葉とすること。

| | |
|----------------|--|
| 回答 ※記入しないこと | |
|----------------|--|

令和 年 月 日

福知山市長 大橋 一夫 様

(提出者) 住 所
商号又は名称
代表者
役職・氏名

印

審査書類の提出

令和元年 月 日付で公告のありました福知山市デジタル防災行政無線整備工事に係る公募型プロポーザルについて、関係書類を提出します。

なお、提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡先)事業者・部課名：

氏 名：

電 話：

別紙 福知山市デジタル防災行政無線整備工事評価基準項目一覧表

| 評価項目 | | |
|------------------|-------------------|--------------------------------|
| 1 全体評価 | 1-1 提案の的確性 | 提案趣旨と事業の目的及び概要との整合性 |
| | 1-2 提案内容の実現性 | 実施方法等の実現性 |
| | | 実施体制 |
| 1-3 事業への理解・知識 | 事業内容及び目的に関する理解・知識 | |
| 2 企画項目の評価 | 2-1 防災行政無線システム | デジタル化の特長 |
| | | 操作卓の機能及び操作性 |
| | | 屋外拡声子局の配置等 |
| | | 戸別受信機等の機能 |
| | 2-2 情報配信システム | 複数のメディアとの連携、配信方法 |
| | | 個人所有の機器（スマートフォン等）への情報配信 |
| 避難情報判断の支援 | | |
| 3 追加提案 | 3-1 追加提案 | 追加提案 |
| 4 業務実施の評価 | 4-1 施工計画 | 施工体制等とスケジュール |
| | 4-2 保守管理 | 保守体制の計画及び経費 |
| | | 平常時のサポート体制 |
| | | 障害時のサポート体制 |
| 5 価格評価 | 5-1 価格評価 | 工事及び運用・保守（10か年）の見積提案 積算の適正性 |